

福岡県医発第2091号(地)

平成26年10月27日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について

エボラ出血熱に関する対応につきましては、平成26年8月22日付け福岡県医発第1468号(地)、同第1469号(地)および同年10月14日付け福岡県医発1924号(地)にてご連絡いたしました。

現在、わが国ではエボラ出血熱の国内侵入を防止するため、①空港におけるサーモグラフィーによる体温測定、②アフリカの発生国(ギニア、リベリア、シエラレオネ、コンゴ民主共和国)からの入国者・帰国者に対して、症状の有無に関わらず過去21日以内の滞在歴がある場合の検疫所への自己申告の要請、③ギニア、リベリア、シエラレオネの過去21日間以内の滞在歴が確認された者に対する21日間の健康状態の把握、④発熱症状等が現れた場合の検疫所での把握及び厚生労働省への報告など、対応の強化が図られています。

一方、これらの対応にも関わらず、感染症指定医療機関以外の医療機関に直接受診してしまう可能性も否定できないことから、塩崎恭久厚生労働大臣から、日本医師会横倉義武会長に対し、このようなケースへの対等について協力依頼があり、また、別紙の通り、福岡県保健医療介護部からも同様の依頼がありました。

具体的には、上記のようなケースにおける医療機関の基本的な対応として、

- 1) 発熱症状を呈する患者に対する渡航歴を確認する
- 2) 当該受診者が発熱症状に加えギニア、リベリア、シエラレオネでの過去1か月以内の滞在歴が確認された場合、エボラ出血熱疑似症患者として直ちに最寄りの保健所に届け出る。(別記様式1-1)
- 3) ギニア、リベリア、シエラレオネの過去1か月以内の滞在歴を有する発熱患者から電話での問い合わせがあった場合は、当該エボラ出血熱疑似患者に対し、最寄りの保健所に連絡するよう要請する。

ことを、依頼するものです。

なお、本通知に関連して、別紙の通り「エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応について」および「アフリカにおけるエボラ出

血熱発生への対応について」厚生労働省健康局結核感染症課および医薬食品局
食品安全部企画情報課検疫所業務管理室より情報提供がありましたので併せて
お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会
員に対する周知方よろしくお願いいたします。

(地Ⅲ190F)

平成 26 年 10 月 24 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における
基本的な対応について

エボラ出血熱に関する対応につきましては、8月8日付(地Ⅲ107)、8月11日付(地Ⅲ109)、10月7日付(地Ⅲ171)文書をもってご連絡申し上げました。

現在、わが国ではエボラ出血熱の国内侵入の防止のため、①空港におけるサーモグラフィーによる体温測定、②アフリカの発生国(ギニア、リベリア、シエラレオネ、コンゴ民主共和国)からの入国者・帰国者に対して、症状の有無に関わらず過去21日以内の滞在歴がある場合の検疫所への自己申告の要請、③ギニア、リベリア、シエラレオネの過去21日間以内の滞在歴が確認された者に対する21日間の健康状態の把握、④発熱症状等が現れた場合の検疫所での把握及び厚生労働省への報告など、対応の強化が図られています。

一方、これらの対応にも関わらず、感染症指定医療機関以外の医療機関に直接受診してしまう可能性も否定できないことから、本日塩崎恭久厚生労働大臣から本会横倉義武会長に対し、このようなケースへの対応等について協力依頼がありました。

本会からは、今後の対応として感染防御対策のための個人防護具等の備蓄・配布について国の強力な支援を求めるとともに、本件について厚生労働省と継続的に協議、調整してまいり所存です。

本日の厚生労働大臣からの依頼を受け、厚生労働省健康局結核感染症課から本会に対して、あらためて添付のとおり協力依頼があり、併せて同課から各都道府県等の衛生主管部局に対して通知が発出されました。

具体的には、上記のようなケースにおける医療機関の基本的な対応として、

①発熱症状を呈する患者に対する渡航歴を確認する。

②当該受診者が発熱症状に加えギニア、リベリア、シエラレオネでの過去1か月以内の滞在歴が確認された場合、エボラ出血熱疑似症患者として

直ちに最寄りの保健所に届け出る。

- ③ギニア、リベリア、シエラレオネの過去 1 か月以内の滞在歴を有する発熱患者から電話での問い合わせがあった場合は、当該エボラ出血熱疑い患者に対し、最寄りの保健所に連絡するよう要請する。

ことを依頼するものです。

また、添付のとおり、厚生労働省健康局結核感染症課および医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室から各検疫所に対して、「アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」として、ギニア、リベリア、シエラレオネに渡航または滞在していたことが確認された者は、当分の間、健康監視の対象とすることが通知されましたので申し添えます。

つきましては、本件について管下郡市区医師会ならびに貴会会員に周知いただきますようご高配のほどお願い申し上げます。

健 感 発 1024 第 2 号
平 成 26 年 10 月 24 日

公益社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
小森 貴 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応に
ついて（依頼）」について

標記について、今般、別添（写）のとおり、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛て通知したところであります。

つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段の御配慮方よろしくお願いいたします。

26保衛第2215号
平成26年10月27日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における
基本的な対応について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し周知をお願いいたします。

なお、別紙の関係機関に対しては、当課から別途通知していますので申し添えます。

※ 主な内容

- 1 発熱に加え、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去1か月以内の滞在歴が確認された者は、エボラ出血熱の疑似症患者として取り扱う。
- 2 医療機関における基本的な対応の周知・徹底
 - (1) 発熱症状を呈する患者には必ず渡航歴を確認する。
 - (2) 受診者について、発熱症状に加えて、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去1か月以内の滞在歴が確認された場合は、エボラ出血熱の疑似症患者として直ちに最寄りの保健所長経由で都道府県知事へ届出を行う。
 - (3) ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去1か月以内の滞在歴を有し、かつ、発熱症状を呈する患者から電話の問い合わせがあった場合は、当該エボラ出血熱が疑われる患者に対し、最寄りの保健所へ連絡するよう要請する。

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 中山
TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282
E-mail: nakayama-s1340@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

○ 関係機関等

独立行政法人 国立病院機構 福岡東医療センター
地方独立行政法人 福岡市立病院機構 福岡市民病院
独立行政法人 国立病院機構 九州医療センター
日本赤十字社 福岡赤十字病院
地域医療支援病院 福岡大学筑紫病院
北九州市立医療センター
田川市立病院
聖マリア病院
地方独立行政法人 筑後市立病院
福岡徳洲会病院

健感発 1024 第 1 号
平成 26 年 10 月 24 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について(依頼)

我が国の対策として、エボラ出血熱の国内侵入を防止するため、空港で日頃から実施中のサーモグラフィーによる体温測定に加え、各航空会社の協力も得つつ、アフリカの発生国(ギニア、リベリア、シエラレオネ、コンゴ民主共和国)からの入国者及び帰国者に対して、症状の有無に関わらず過去 21 日以内の滞在歴がある場合はその旨検疫所に自己申告するよう要請しています。さらに、米国での事例も踏まえ、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去 21 日以内の滞在歴が確認された者には 21 日間健康状態について検疫所が把握することとし、発熱等の症状が現れた場合には直ちに検疫所が把握し、当該検疫所は必ず厚生労働省健康局結核感染症課に報告をするなど、対策の強化を図っています。

一方、感染症指定医療機関以外の医療機関で西アフリカからの発熱症状を呈する帰国者がマラリアと診断された症例が最近報告されるなど、今後、エボラ出血熱を疑われる患者が感染症指定医療機関以外の医療機関に直接来院する可能性がないとは言いきれません。当局としては、このような事例に対しても対策を講じる必要があると考えています。ついては、発熱に加え、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去 1 か月以内の滞在歴が確認された者は、エボラ出血熱の疑似症患者として取り扱うこととしましたので、医療機関から保健所長を経由して都道府県知事へ届出がなされた場合には、直ちに厚生労働省健康局結核感染症課に報告してください。エボラ出血熱の疑似症患者の移送に当たっては、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関と連携しつつ、移送に当たる職員等の感染予防に万全を期すよう、お願いします。また、下記の対応について、管内の医療機関に対して、協力いただけるよう周知方お願いします。

記

1 医療機関における基本的な対応

(1) 発熱症状を呈する患者には必ず渡航歴を確認する。

- (2) 受診者について、発熱症状に加えて、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去 1 か月以内の滞在歴が確認できた場合は、エボラ出血熱の疑似症患者として直ちに最寄りの保健所長経由で都道府県知事へ届出を行う。
- (3) ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去 1 か月以内の滞在歴を有し、かつ、発熱症状を呈する患者から電話の問い合わせがあった場合は、当該エボラ出血熱が疑われる患者に対し、最寄りの保健所へ連絡するよう、要請する。

2 連絡先

- 保健所の連絡先(厚生労働省ホームページ 保健所管轄区域案内)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/

3 参考リンク

- 「エボラ出血熱について」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

エボラ出血熱発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名

印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※）

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の種類 ・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑いの死体				
2 当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日	5 診断時の年齢(0歳は月齢) 歳 (か月)	6 当該者職業
7 当該者住所 電話 () -				
8 当該者所在地 電話 () -				
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話 () -			

11 症 状	・発熱 ・頭痛 ・筋肉痛 ・腹痛 ・胸痛 ・無力症 ・出血 ・その他 () ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 接触感染 (接触した人・物の種類・状況 :) 2 動物・蚊・昆虫等からの感染 (動物・蚊・昆虫等の種類・状況 :) 3 針等の鋭利なものの刺入による感染 (刺入物の種類・状況 :) 4 輸血・血液製剤 (輸血・血液製剤の種類・使用年月・状況 :) 5 その他 () ②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細地域)
	12 診断方法 ・分離・同定による病原体の検出 検体：血液・その他 () ・ELISA法による病原体抗原の検出 検体：血液・その他 () ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：血液・その他 () ・蛍光抗体法による血清抗体の検出 (IgM ・ IgG) ・ELISA法による血清抗体の検出 (IgM ・ IgG) ・その他の方法 () 検体 () 結果 () ・臨床決定 ()	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
13 初診年月日	平成 年 月 日	
14 診断（検案(※)）年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日 (*)	平成 年 月 日	
17 死亡年月日 (※)	平成 年 月 日	

この届出は診断後直ちに行ってください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。

(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。）

26保衛第2216号
平成26年10月27日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における
基本的な対応について (通知)

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から、別添(写)のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し、「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について」(平成26年10月27日付26保衛第2215号)で通知していますとおり、発熱症状に加えて、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去1か月以内の滞在歴が確認された場合は、エボラ出血熱の疑似症患者として直ちに最寄りの保健所長経由で都道府県知事へ届出を行っていただき、また、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去1か月以内の滞在歴を有し、かつ、発熱症状を呈する患者から電話の問い合わせがあった場合は、当該エボラ出血熱が疑われる患者に対し、最寄りの保健所へ連絡するよう要請していただくよう周知をお願いいたします。

なお、別紙の関係機関に対しては、当課から別途通知していますので申し添えます。

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 中山

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282

E-mail: nakayama-s1340@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

○ 関係機関等

独立行政法人 国立病院機構 福岡東医療センター
地方独立行政法人 福岡市立病院機構 福岡市民病院
独立行政法人 国立病院機構 九州医療センター
日本赤十字社 福岡赤十字病院
地域医療支援病院 福岡大学筑紫病院
北九州市立医療センター
田川市立病院
聖マリア病院
地方独立行政法人 筑後市立病院
福岡徳洲会病院

健感発 1024 第3号
平成 26 年 10 月 24 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応について(依頼)

平成 26 年 8 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「エボラ出血熱に関する対応について(情報提供)」及び平成 26 年 10 月 3 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「エボラ出血熱に関する対応について(情報提供)」により、日本国内でエボラ出血熱の感染の疑いがある者が発生した場合の手続等について、再点検をお願いしたところです。

今般、平成 26 年 10 月 24 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について(依頼)」により、管内の医療機関におけるエボラ出血熱の国内発生を想定した対応について依頼をしたところです。ついては、貴団体においては、下記の対応について、遺漏なきようお願いします。

なお、平成 26 年 8 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「エボラ出血熱に関する対応について(情報提供)」及び平成 26 年 10 月 3 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「エボラ出血熱に関する対応について(情報提供)」については、廃止します。

記

1 対応

- ギニア、リベリア、シエラレオネ又はコンゴ民主共和国からの入国者及び帰国者が発熱等の症状を呈した場合は、最寄りの保健所に連絡が入るものであること。
- 発熱症状に加えて、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去 1 か月以内の滞在歴が確認できた者は、エボラ出血熱の疑似症患者として取り扱うこと。
- 管内の医療機関から、エボラ出血熱の疑似症患者の届出がなされた場合、直ちに厚生労働省健康局結核感染症課に報告するとともに、当該疑似症患者について当該医療機関での待機を要請した上で、当該疑似症患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関へ移送すること。
- 有症状者からの電話相談により、発熱症状に加えて、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去 1 か月以内の滞在歴が確認できた場合は、当該者はエボラ出血熱への感染が疑われる患

者であるため、自宅待機を要請すること。自らの職員をして当該者をエボラ出血熱の疑似症患者と診断した場合、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関へ移送すること。また、エボラ出血熱の感染が疑われる患者を把握した場合、直ちに厚生労働省健康局結核感染症課に報告すること。

- 有症状者又は医療機関からの連絡を常時受けられる体制を整備するとともに、それに応じて迅速に対応できる体制を構築すること。
- 移送については、地域の実情に応じて、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関の専門家に対する協力依頼、消防機関との連携体制の構築など、必要な調整をあらかじめ関係機関と済ませておくこと。
- 対応の方法や流れなどをあらかじめ具体的に決めておくことにより、担当者は迅速な対応が取れるようにしておくこと。

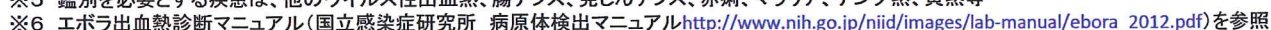
2 参考

- 別添:エボラ出血熱疑い患者が発生した場合の自治体向け標準的対応フロー
(平成 26 年 10 月 24 日版)
- 「エボラ出血熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/ebola.html>

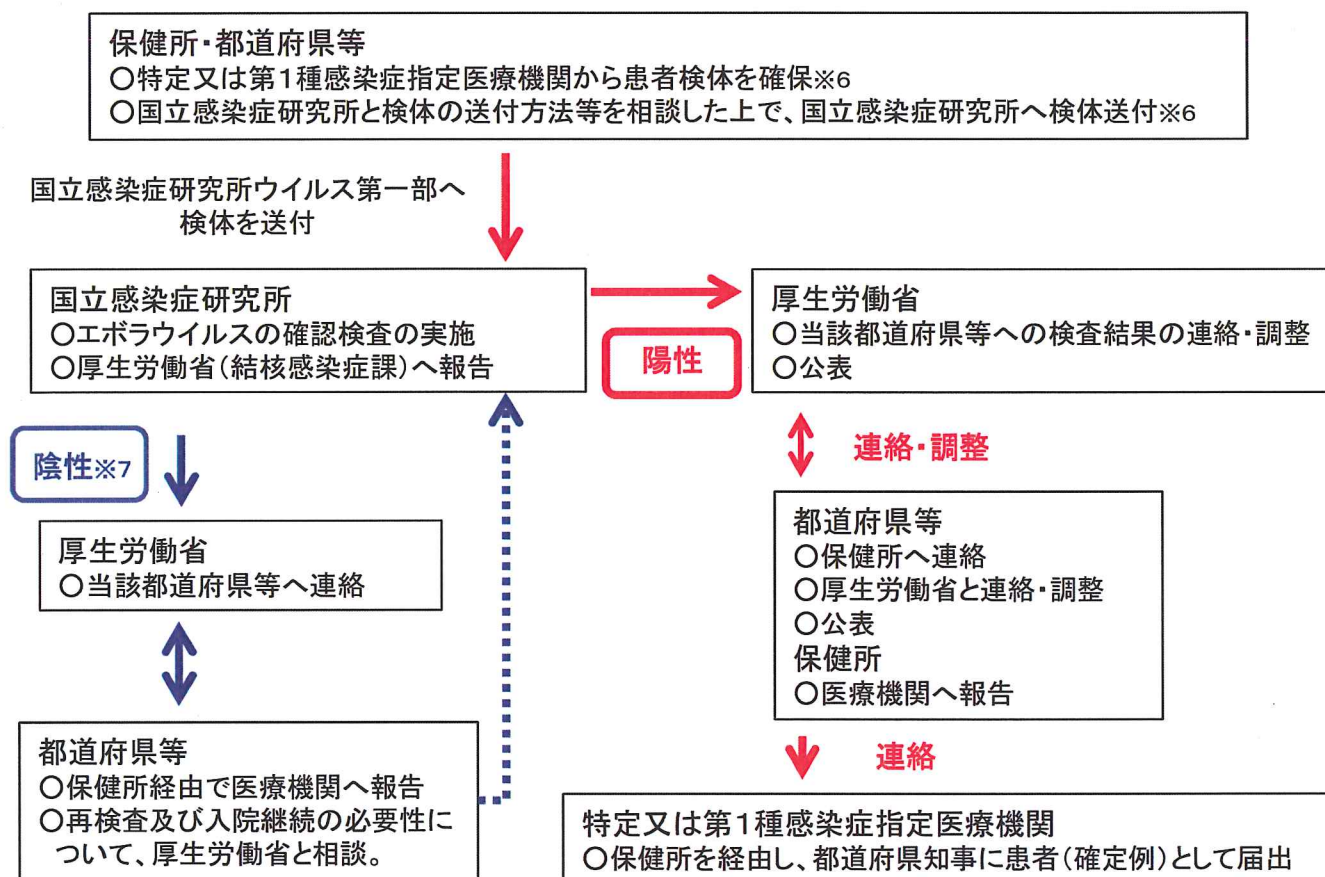
平成26年10月24日版 ※当該対応は、今後の状況により変更予定 (別添)

○健康監視者の健康状態に異変があることを検疫所が把握した場合は、都道府県等へ連絡。



検査を実施する場合の自治体向け標準的対応フロー(ステップ2)(※) (別添)

平成26年10月24日版 ※当該対応は、今後の状況により変更予定



※6 エボラ出血熱診断マニュアル(国立感染症研究所 病原体検出マニュアルhttp://www.nih.go.jp/niid/images/lab-manual/ebora_2012.pdf)を参照

※7 検査結果が陰性であっても、発症後3日以降の再検査を検討する。

健 感 発 1021 第 2 号
食 安 検 発 1021 第 3 号
平 成 26 年 10 月 21 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)
医 薬 食 品 局 食 品 安 全 部 企 画 情 報 課 検 疫 所 業 務 管 理 室 長
(公 印 省 略)

アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について

標記について、「アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」（平成 26 年 8 月 8 日付け健感発 0808 第 2 号及び食安検発 0808 第 1 号）（平成 26 年 9 月 5 日付け健感発 0905 第 1 号及び食安検発 0905 第 4 号により一部改正）により実施しているところである。

今般、ギニア、リベリア及びシエラレオネにおけるエボラ出血熱患者の発生状況、アメリカ及びスペインにおけるエボラ出血熱の輸入症例や医療従事者への 2 次感染の発生等を踏まえ、同通知について、別添の新旧対照表のとおり改正するので、その対応に遺漏なきを期されたい。

「アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」

(別添)

平成26年10月21日付け健感発1021第2号及び食安検発1021第3号

新	旧
アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について 現在、西アフリカのギニア、リベリア、シエラレオネ、ナイジェリア及びコング民主共和国（以下「エボラ出血熱の発生国」という。）においてエボラ出血熱の発生が続いており、世界保健機関（WHO）の報告によると西アフリカ4カ国では9,211名の患者のうち、4,554名が死亡（平成26年10月17日現在）、コング民主共和国では68名の患者のうち、49名が死亡（平成26年10月17日現在）している。 また、WHOは、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、8月8日にエボラ出血熱が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。 記 1 入国者への対応 エボラ出血熱の発生国からの入国者は、パリ、ロンドン、ドバイ、ヘルシンキ、ドーハ、アムステルダム等を経由して本邦に入国することとなるので、検疫官は、エボラ出血熱の発生国からの乗り継ぎ便の把握に努めること。 また、検疫ブース等において、到着便の乗客に対し、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィによる体温測定を行うことに加え、エボラ出血熱の発生国に滞在していた者に対して、当該国に滞在した場合にはその旨自己申告するよう呼びかけること。 2 仮検疫済証の交付 検疫においては、検疫感染症等の非流行地から来航した船舶及び航空機であつても、エボラ出血熱の発生国から帰国した乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。 3 エボラ出血熱の発生国からの入国者の取扱い エボラ出血熱の発生国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、	アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について 現在、西アフリカのギニア、リベリア、シエラレオネ、ナイジェリア及びコング民主共和国（以下「エボラ出血熱の発生国」という。）においてエボラ出血熱の発生が続いており、世界保健機関（WHO）の報告によると西アフリカ4カ国では3,706名の患者のうち、1,848名が死亡（平成26年8月31日現在）、コング民主共和国では58名の患者のうち、31名が死亡（平成26年9月3日現在）している。 また、WHOは、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、8月8日にエボラ出血熱が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。 記 1 入国者への対応 エボラ出血熱の発生国からの入国者は、パリ、ロンドン、ドバイ、ヘルシンキ、ドーハ、アムステルダム等を経由して本邦に入国することとなるので、検疫官は、エボラ出血熱の発生国からの乗り継ぎ便の把握に努めること。 また、検疫ブース等において、到着便の乗客に対し、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィによる体温測定を行うことに加え、エボラ出血熱の発生国に滞在していた者に対して、当該国に滞在した場合にはその旨自己申告するよう呼びかけること。 2 仮検疫済証の交付 検疫においては、検疫感染症等の非流行地から来航した船舶及び航空機であつても、エボラ出血熱の発生国から帰国した乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。 3 エボラ出血熱の発生国からの入国者の取扱い エボラ出血熱の発生国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、

検査官による聞き取りを行い、必要に応じて、(1) のとおり医師による診察を行うとともに、(2) のとおり健康監視を行うこと。

(1) 診察等

診察の結果、38℃以上の発熱に加え、激しい頭痛、関節痛、筋肉痛、胸痛、腹痛、嘔吐、下痢、食思不振、脱力、原因不明の出血などの症状があり、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、検疫法（昭和26年法律第201号。以下「法」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 到着前21日以内に、エボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐物、排泄物など）との接触歴がある者
イ 到着前21日以内に、コウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある者

また、ア又はイのいずれかに該当する者のうち、エボラ出血熱に感染したおそれがあると判断した場合、同法第14条第1項第2号の規定に基づき停留の措置をとること。

(2) 健康監視

エボラ出血熱の発生国に渡航又は滞在していたことが確認された者で、(1) のア又はイのいずれかに該当する者（(1) により隔離又は停留の措置を受ける者を除く。）については、法第18条第2項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求めるとともに、504時間（21日）内において、1日2回（朝夕）の体温その他の健康状態について報告を求めるものとする。

また、ギニア、リベリア及びシエラレオネにおけるエボラ出血熱患者の発生状況等を踏まえ、当分の間、これらの国に渡航又は滞在していたことが確認された場合は、(1) のアに該当するとみなして対応すること。

この間、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し、医療機関において診察を受けるべき旨その他エボラ出血熱の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。）に対して、当該者の氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程、健康状態、当該者に対して指示した事項、当該者に係る国内における居所及び連絡先並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染

検査官による聞き取りを行い、必要に応じて、(1) のとおり医師による診察を行うとともに、(2) のとおり健康監視を行うこと。

(1) 診察等

診察の結果、38℃以上の発熱に加え、激しい頭痛、関節痛、筋肉痛、胸痛、腹痛、嘔吐、下痢、食思不振、脱力、原因不明の出血などの症状があり、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、検疫法（昭和26年法律第201号。以下「法」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 到着前21日以内に、エボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐物、排泄物など）との接触歴がある者
イ 到着前21日以内に、コウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある者

また、ア又はイのいずれかに該当する者のうち、エボラ出血熱に感染したおそれがあると判断した場合、同法第14条第1項第2号の規定に基づき停留の措置をとること。

(2) 健康監視

エボラ出血熱の発生国に渡航又は滞在していたことが確認された者で、(1) のア又はイのいずれかに該当する者（(1) により隔離又は停留の措置を受ける者を除く。）については、法第18条第2項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求めるとともに、504時間（21日）内において、1日2回（朝夕）の体温その他の健康状態について報告を求めるものとする。

この間、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し、医療機関において診察を受けるべき旨その他エボラ出血熱の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。）に対して、当該者の氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程、健康状態、当該者に対して指示した事項、当該者に係る国内における居所及び連絡先並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑

したことが疑われる場所を通知すること。 なお、当該通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。 4 患者等の搬送 エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合は、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。 5 渡航者への情報提供 渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、ポスターやホームページ等を活用し、情報提供すること。 6 報告 隔離、停留又は健康監視の措置をとった場合は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。	われる場所を通知すること。 なお、当該通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。 4 患者等の搬送 エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合は、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。 5 渡航者への情報提供 渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、ポスターやホームページ等を活用し、情報提供すること。 6 報告 隔離、停留又は健康監視の措置をとった場合は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。
--	--

(参考：改正後全文)

健感発 0808 第 2 号
食安検発 0808 第 1 号
平成 26 年 8 月 8 日

健感発 0905 第 1 号
食安検発 0905 第 4 号
平成 26 年 9 月 5 日

健感発 1021 第 2 号
食安検発 1021 第 3 号
一部改正 平成 26 年 10 月 21 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)
医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長
(公 印 省 略)

アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について

現在、西アフリカのギニア、リベリア、シエラレオネ、ナイジェリア及びコンゴ民主共和国（以下「エボラ出血熱の発生国」という。）においてエボラ出血熱の発生が続いており、世界保健機関（WHO）の報告によると西アフリカ 4 カ国では 9,211 名の患者のうち、4,554 名が死亡（平成 26 年 10 月 17 日現在）、コンゴ民主共和国では 68 名の患者のうち、49 名が死亡（平成 26 年 10 月 17 日現在）している。

また、WHO は、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、8 月 8 日にエボラ出血熱が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。

記

1 入国者への対応

エボラ出血熱の発生国からの入国者は、パリ、ロンドン、ドバイ、ヘルシンキ、ドーハ、アムステルダム等を経由して本邦に入国することとなるので、検疫官は、エボラ出血熱の発生国からの乗り継ぎ便の把握に努めること。

また、検疫ブース等において、到着便の乗客に対し、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィーによる体温測定を行うことに加え、エボラ出血熱

の発生国に滞在していた者に対して、当該国に滞在した場合にはその旨自己申告するよう呼びかけること。

2 仮検疫済証の交付

検疫においては、検疫感染症等の非流行地から来航した船舶及び航空機であっても、エボラ出血熱の発生国から帰国した乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。

3 エボラ出血熱の発生国からの入国者の取扱い

エボラ出血熱の発生国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、検疫官による聞き取りを行い、必要に応じて、(1) のとおり医師による診察を行うとともに、(2) のとおり健康監視を行うこと。

(1) 診察等

診察の結果、38℃以上の発熱に加え、激しい頭痛、関節痛、筋肉痛、胸痛、腹痛、嘔吐、下痢、食思不振、脱力、原因不明の出血などの症状があり、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、検疫法（昭和26年法律第201号。以下「法」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 到着前21日以内に、エボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐物、排泄物など）との接触歴がある者

イ 到着前21日以内に、コウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある者

また、ア又はイのいずれかに該当する者のうち、エボラ出血熱に感染したおそれがあると判断した場合、同法第14条第1項第2号の規定に基づき停留の措置をとること。

(2) 健康監視

エボラ出血熱の発生国に渡航又は滞在していたことが確認された者で、(1) のア又はイのいずれかに該当する者（(1) により隔離又は停留の措置を受ける者を除く。）については、法第18条第2項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求めるとともに、504時間（21日）内において、1日2回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求めるものとする。

また、ギニア、リベリア及びシエラレオネにおけるエボラ出血熱患者の発生状況等を踏まえ、当分の間、これらの国に渡航又は滞在していたことが確認された場合

は、（１）のアに該当するとみなして対応すること。

この間、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第 18 条第 3 項の規定に基づき、当該者に対し、医療機関において診察を受けるべき旨その他エボラ出血熱の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。）に対して、当該者の氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程、健康状態、当該者に対して指示した事項、当該者に係る国内における居所及び連絡先並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所を通知すること。

なお、当該通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

4 患者等の搬送

エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合は、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。

5 渡航者への情報提供

渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、ポスターやホームページ等を活用し、情報提供すること。

6 報告

隔離、停留又は健康監視の措置をとった場合は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。